

建設労働者確保育成助成金について

建設労働者確保育成助成金は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度であり、建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的とされる、中小建設事業主にとっては大変メリットのある助成金制度です。

1. 対象となる建設事業主

- (1) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。
- (2) 中小建設事業主であること  
資本金若しくは出資総額が3億円以下、または常用労働者数が300人以下
- (3) 雇用保険料率12/1000（平成29年度）の適用を受ける事業主。
- (4) 受講者が雇用保険の被保険者であること。

2. 建設業とは

建設業とは、元請・下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいい、次の28業種にわかれています。

1	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
2	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
3	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
4	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
5	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
6	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
7	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
8	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
9	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

3. 助成金の対象となる技能実習（弊協会・事務所で開催している技能講習等のみ）

- (1) 労働安全衛生法で定められている特別教育
  - ・ 5トン未満クレーン運転特別教育
  - ・ アーク溶接特別教育
  - ・ 高圧・特別高圧電気取扱特別教育
  - ・ 低圧電気取扱特別教育
  - ・ 足場組立等に係る特別教育
- (2) 労働安全衛生法で定められている技能講習
  - ・ 床上操作式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重5トン以上）
  - ・ 小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）
  - ・ ガス溶接技能講習
  - ・ 玉掛け技能講習
  - ・ 高所作業車運転技能講習（作業床高さ10m以上）

#### 4. 助成金額の内容

##### (1) 経費助成金額（受講料に対する助成）

技能実習の実施に要した実費相当額について次の割合

【雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主】

支給対象経費の $3/4 < 9/10 >$

【雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主】

支給対象経費の $3/5 < 3/4 >$

但し、1人当たりの限度額は10万円、受講料にかかる消費税額は、助成の対象外となる。

※<>内は生産性要件を満たした場合の支給額です。最終ページを参照のこと。

##### (2) 賃金助成金額（賃金の一部を助成）

【雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主】

一人当たり日額7,600円<9,600円>

【雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主】

一人当たり日額6,650円<8,400円>

に受講させた日数を乗じて得た額。但し、20日分が限度。

※<>内は生産性要件を満たした場合の支給額です。最終ページを参照のこと。

##### (3) 1事業所あたり経費助成・賃金助成あわせて500万円まで。

#### 5. 助成金申請に必要な書類と申請期間

(1) 「計画届」を訓練開始日の2ヶ月前から原則1週間前までに提出する。

(2) 計画届に変更がある場合は、「変更届」を訓練の実施前までに提出する。

(3) 「支給申請」を講習修了日の翌日から起算して原則2カ月以内に提出する。

※ 計画届及び変更届は協会ホームページより入手できます。

支給申請書類は、協会にご連絡頂きましたら講習修了後に送付します。

#### 6. 計画届・支給申請書提出場所

①兵庫県内 1) 兵庫労働局 職業安定部職業対策課（ハローワーク助成金デスク）

神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階

TEL 078-221-5440

2) 所轄の公共職業安定所（ハローワーク）

但し、取扱いをしていない公共職業安定所がありますので、電話確認をして下さい。

②兵庫県以外 各都道府県労働局助成金窓口

## 生産性要件について

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた建設事業主に対しては①認定訓練コース（賃金助成）、②技能実習コース（経費助成）／（賃金助成）、③雇用管理制度助成コース（整備助成）、④登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成）、⑤若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（経費助成）及び⑥女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成）の助成額を増額します。

- (1) 具体的には、申請する企業が次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に助成額を増額加算します。
- (2) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること。
- (3) 「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}（※）}$$

※「生産性」の計算においては、「短期雇用特例被保険者」及び「日雇労働被保険者」を除きます。

- なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中（助成金の支給申請等を行う直近の会計年度からその3年前の会計年度の間）に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。
- また今後、生産性の伸び率が6%を満たしていない場合でも、別に定める要件に合致する場合には「生産性要件」を満たすものとして取り扱うことがあります。（具体的な取扱いが決まり次第、厚生労働省のホームページ（「雇用関係助成金」のページ）でお知らせします。）

## 生産性要件の算定について

- 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。  
ダウンロードはこちらから↓  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- なお、生産性要件を満たした建設事業主が増額された助成額での支給申請を行う場合は、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類（「損益計算書」、「総勘定元帳」）などの提出が必要となります。
- 助成額を増額を受けない場合、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類の提出は必要ありません。